

(目的)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)の規定に基づき、福祉有償運送の適正な運営の確保を通じ、三豊市の住民の福祉の向上と増進を図るため、福祉有償運送の必要性、これらを行う場合における旅客から収受する対価その他福祉有償運送の適正な運営の確保のために必要となる事項を協議するため、三豊市福祉有償運送運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

(1) 法第79条の規定に基づき、自家用有償旅客運送の登録(法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録を含む。)を申請する場合における運送の必要性、旅客から収受する対価に関する事項

(2) 法第79条の12第1項第4号の規定に関する事項

(3) 協議会の運営方法、福祉有償運送のサービス内容その他福祉有償運送に関し協議会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(1) 三豊市職員のうちから市長が指名する者

(2) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体

(3) 三豊市民又は福祉有償運送の利用が想定される者

(4) 四国運輸局香川運輸支局職員のうちから支局長が指名する者

(5) 三豊市内において介護サービス事業所等を運営している者

(6) 三豊市内において現に福祉有償運送を行っている団体

(7) その他必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを決定する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長は、その会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない

3 協議会の委員は、地域福祉の向上、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保し、もって地域福祉の向上に資するため誠意をもって責任ある議論を行うよう努めるものとする。

4 会議の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 協議会は、必要と認めたときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くこと及び必要な資料の提出を求めることができる。

6 会議は、原則として公開するものとする。ただし、会長が公開することが適当でないと認めるときは、会議に諮った上で、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(書面議決)

第7条 前条の規定にかかわらず、次に掲げるものの議決は、書面により行うことができるものとする。

(1) 法第79条の6第1項に定める有効期間の更新の登録に関する事項(対価及び運送の区域について、前回の協議の際と変更がない場合に限る。)

(2) 前号のほか、協議内容が軽微なものであって、会長が書面によることが適当と認める事項

2 前項の規定により議決を行った場合は、議決等の経過に関する記録を作成し、その概要を公表するものとする。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(協議結果の取扱い)

第9条 協議会において協議が調った場合には、申請者は速やかに関係運輸支局等へ申請を行うものとする。

2 協議会において協議が調った事項については、自家用有償旅客運送に係る者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、政策部地域戦略課において処理する。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行後、最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則(令和5年告示第114号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。